

# 憲法に緊急事態条項は必要なのか

講師 日弁連憲法問題対策本部副本部長

伊藤 真 氏

現在、衆参両議院の憲法審査会で憲法改正の是非が議論されていますが、与党は、最初の憲法改正として、緊急事態条項（国家緊急権）の創設を目指していると言われています。

この問題について、日弁連は、憲法に緊急事態条項を創設する必要はなく、かえって内閣や内閣総理大臣による濫用の可能性があること等を理由に、緊急事態条項の創設に反対しています。

そこで、今回の市民のための憲法講座では、日弁連憲法問題対策本部の副本部長である伊藤真氏をお招きし、緊急事態条項を創設する危険性等についてご講演いただくことになりました。

これを機に、皆様もご一緒に考えてみませんか？

2017  
とき 7/9 (日)

13:30 受付開始  
14:00 スタート  
16:30 終了予定

※予約不要 入場無料 先着 200名

ところ 久留米市役所本庁舎 2階  
くるみホール  
(久留米市城南町 15-3)



※車で来場される方は市役所の駐車場をご利用ください。



【略歴】

- 1958年 東京都生まれ
- 1981年 東京大学在学中に司法試験合格
- 1995年 伊藤塾（司法試験指導校）を開塾
- 2007年 法学館法律事務所を設立
- 現在 法学館法律事務所所長
- 伊藤塾塾長
- 日弁連憲法問題対策本部副本部長

「憲法を知ってしまった者の責任」から、日本国憲法の理念を伝える伝道師として、講演・執筆活動を精力的に行う。近著に『赤ペンチェック 自民党憲法改正草案増補版』（大月書店）ほか多数。

